

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

公表日

令和3年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>当市は「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いて国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第2を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバ 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の16、30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項 <オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	市民部 市民生活課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	高崎市市民部保険年金課 高崎市高松町35番地1 027-321-1235	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月20日	I 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	<p>市町村は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p>	<p>当市は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	事前	重要な変更にあたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月20日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、97、106、109、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第二における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	IIしきい値判断項目1	平成27年7月31日時点	平成29年8月31日時点	事前	重要な変更にあたるため
平成29年9月20日	IIしきい値判断項目2	平成27年7月31日時点	平成29年8月31日時点	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月18日	I 1 ②事務の概要	<p>当市は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を利用する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>	<p>当市は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。</p> <p>国民健康保険の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険税の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険税を確認する。</p> <p>③滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>④被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び 以下略</p>	事前	重要な変更にあたるため
令和2年5月18日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の16、30	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第1の16、30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	重要な変更にあたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月18日	I 4②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27項、42項～45項 	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27項、42項～45項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	重要な変更にあたるため
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27項、42項～45項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	<p>番号法第19条第8号及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27項、42項～45項 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 	事前	根拠法令名の追記 番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日: 令和3年9月1日

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 1②事務の概要	当市は「国民健康保険法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。	当市は「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・給付に関する事務において取り扱う。	事後	文言の整備 法律番号の表記統一
令和3年9月1日	I 1②事務の概要	番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	番号法の別表第二を基に当市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	文言の整備
令和3年9月1日	I 1②事務の概要	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）」	事後	文言の整備 法律番号の表記統一
令和3年9月1日	I 1②事務の概要	<オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）>	<オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認業務」という。）>	事後	文言の整備
令和3年9月1日	I 1③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム（庁内連携システム） 中間サーバ 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバ等	事後	再実施による変更
令和3年9月1日	I 3 法令上の根拠	番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	文言の整備 略称規定の表記ゆれ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係 情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係 情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120) (別表第2における情報照会の根拠) ・27項、42項～45項</p> <p><オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	文言の整備 略称規定の表記ゆれ
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目1	平成29年8月31日時点	令和3年9月1日時点	事後	再実施による変更
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目2	平成29年8月31日時点	令和3年9月1日時点	事後	再実施による変更